

平成26年度における沖縄地区の下請法の運用状況等について

平成27年6月18日
内閣府沖縄総合事務局
総務部公正取引室

第1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての自発的な情報提供（申告）が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めてきている。

書面調査は、内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室（以下「沖縄公正取引室」という。）管内に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者288名（製造委託等^(注1)188名、役務委託等^(注2)100名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者411名（製造委託等273名、役務委託等138名）を対象に実施した（第1表参照）。

（注1） 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2） 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況

区 分 年 度	親事業者調査(名)		下請事業者調査(名)	
	全 国	沖 縄	全 国	沖 縄
平成26年度	38,982	288	213,690	411
製造委託等	25,935	188	152,504	273
役務委託等	13,047	100	61,186	138
平成25年度	38,974	261	214,044	550
製造委託等	26,217	164	148,332	261
役務委託等	12,757	97	65,712	289
平成24年度	38,781	302	214,042	590
製造委託等	23,656	156	146,267	247
役務委託等	15,125	146	67,775	343

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は53件（製造委託等36件、役務委託等17件）であり、事件の端緒としては、いずれも公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものである。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は52件（製造委託等35件、役

務委託等17件)であり、このうち45件(製造委託等30件、役務委託等15件)について指導を行った。主な指導事件の概要は別紙のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区 分 年 度		新規着手件数				処 理 件 数				
		書面 調査	申告	中小企業 庁長官から の措置 請求	計	措 置			不問	計
						(注) 勧告	(注) 指導	小計		
平成26年度	全国	5,723	83	1	5,807	7	5,461	5,468	376	5,844
	沖縄	53	0	0	53	0	45	45	7	52
製造委託等	全国	4,074	62	1	4,137	7	3,904	3,911	250	4,161
	沖縄	36	0	0	36	0	30	30	5	35
役務委託等	全国	1,649	21	0	1,670	0	1,557	1,557	126	1,683
	沖縄	17	0	0	17	0	15	15	2	17
平成25年度	全国	5,418	59	1	5,478	10	4,949	4,959	466	5,425
	沖縄	57	0	0	57	0	45	45	13	58
製造委託等	全国	3,631	37	1	3,669	8	3,339	3,347	293	3,640
	沖縄	27	0	0	27	0	23	23	5	28
役務委託等	全国	1,787	22	0	1,809	2	1,610	1,612	173	1,785
	沖縄	30	0	0	30	0	22	22	8	30
平成24年度	全国	4,819	50	1	4,870	16	4,550	4,566	316	4,882
	沖縄	38	1	0	39	0	31	31	7	38
製造委託等	全国	3,579	39	1	3,619	16	3,430	3,446	180	3,626
	沖縄	18	1	0	19	0	15	15	3	18
役務委託等	全国	1,240	11	0	1,251	0	1,120	1,120	136	1,256
	沖縄	20	0	0	20	0	16	16	4	20

(注) 勧告又は指導を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況 (第3表参照)

ア 指導を行った事件における下請法違反行為を類型別にみると、延べ合計で70件となっており、このうち、製造委託等に係るものが45件、役務委託等に係るものが25件となっている。

イ 発注書面の交付義務違反等を定めた手続規定違反(下請法第3条又は第5条違反)は48件(類型別件数の延べ合計の68.6%)となっており、このうち、製造委託等に係るものが32件、役務委託等に係るものが16件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反(下請法第4条違反)は22件(類型別件数の延べ合計の31.4%)である。その内訳は、①下請代金の

支払遅延が20件、②下請代金の減額が2件となっている。

(7) 製造委託等に係る実体規定違反は13件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が12件、下請代金の減額が1件となっている。

(1) 役務委託等に係る実体規定違反は9件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が8件、減額が1件となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

区分 年度		手続規定違反			実体規定違反												合計	
		書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買いたたき	購入等強制	早期決済	割当困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計		
平成26年度	全国	4,067	484	4,551	32	2,843	383	15	735	46	60	253	135	27	0	4,529	9,080	
	沖縄	41	7	48	0	20	2	0	0	0	0	0	0	0	0	22	70	
	製造委託等	全国	3,020	353	3,373	29	1,880	317	15	609	35	59	241	123	17	0	3,325	6,698
		沖縄	28	4	32	0	12	1	0	0	0	0	0	0	0	0	13	45
	役務委託等	全国	1,047	131	1,178	3	963	66	0	126	11	1	12	12	10	0	1,204	2,382
		沖縄	13	3	16	0	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	9	25
	平成25年度	全国	4,186	939	5,125	42	1,488	228	20	86	60	44	208	29	45	0	2,250	7,375
		沖縄	37	2	39	0	20	2	0	1	0	0	0	0	0	0	23	62
製造委託等		全国	2,879	607	3,486	31	886	182	20	65	32	42	190	26	25	0	1,499	4,985
		沖縄	18	2	20	0	11	2	0	0	0	0	0	0	0	0	13	33
役務委託等		全国	1,307	332	1,639	11	602	46	0	21	28	2	18	3	20	0	751	2,390
		沖縄	19	0	19	0	9	0	0	1	0	0	0	0	0	0	10	29
平成24年度		全国	3,987	824	4,811	61	1,250	284	44	98	72	56	246	57	50	0	2,218	7,029
		沖縄	30	7	37	0	18	1	0	0	1	0	0	0	0	0	20	57
	製造委託等	全国	3,069	596	3,665	49	804	234	40	86	51	55	233	54	38	0	1,644	5,309
		沖縄	14	6	20	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	25
	役務委託等	全国	918	228	1,146	12	446	50	4	12	21	1	13	3	12	0	574	1,720
		沖縄	16	1	17	0	13	1	0	0	1	0	0	0	0	0	15	32

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数(「勧告」及び「指導」の合計件数)とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

ア 下請代金の減額事件において、親事業者は、下請事業者1名に対し、総額21万円の減額分を返還した(第4表参照)。

イ 下請代金の支払遅延事件において、親事業者は、下請事業者6名に対し、総額1万円の遅延利息を支払った(第5表参照)。

第4表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った		返還の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	
平成26年度	全国	108名	2,253名	4億499万円
	沖縄	1名	1名	21万円
平成25年度	全国	127名	3,777名	5億4558万円
	沖縄	1名	8名	84万円
平成24年度	全国	120名	6,540名	39億5548万円
	沖縄	0名	0名	0万円

第5表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	支払を行った		支払の年度総額
		親事業者数	下請事業者数	
平成26年度	全国	91名	1,783名	6299万円
	沖縄	2名	6名	1万円
平成25年度	全国	110名	1,765名	1億1107万円
	沖縄	1名	4名	1万円
平成24年度	全国	98名	2,887名	14億7296万円
	沖縄	1名	18名	39万円

第2 企業間取引の公正化への取組

沖縄公正取引室においては、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施しているところ、平成26年度の状況は次のとおりである。

1 下請法に係る講習会

(1) 下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は、下請法の普及・啓発を図るため、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定めており、沖縄公正取引室は、沖縄総合事務局経済産業部と共同して、下請法の概要等を説明する下請取引適正化推進講習会を実施している。

平成26年度においては、当該講習会を1会場で実施した。

(2) 下請法基礎講習会

企業のコンプライアンス意識の高まりや、下請取引適正化推進講習会の参加者からの初心者向けの講習を受けたいといった要望等を踏まえ、親事業者を対象として、下請法の基礎的な説明を行う「下請法基礎講習会」を実施している。

平成26年度においては、当該講習会を1会場で実施した。

2 下請法等に係る相談・指導

(1) 相談・指導

沖縄公正取引室では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。平成26年度においては29件に対応した。

(2) 中小事業者のための移動相談会

下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、当該中小事業者が所在する地域に沖縄公正取引室の職員が出向いて、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付等を行う「中小事業者のための移動相談会」を実施している。

平成26年度においては、当該相談会を2か所で実施した。

3 下請取引等改善協力委員

下請法等の効果的な運用に資するため、下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。平成27年3月末時点における沖縄公正取引室管内の下請取引等改善協力委員は3名である。

平成26年度においては、7月から8月にかけて下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

平成26年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

業種	違反行為の概要
繊維工業	衣料品製造用の生地を加工を下請事業者へ委託している●社は、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
広告業	チラシ等の印刷を下請事業者へ委託している●社は、下請事業者と合意していないにもかかわらず、下請代金の支払期日が金融機関の休業日に当たったことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を超えて下請代金を支払っていた。
情報サービス業	発電所の監視業務を下請事業者へ委託している●社は、下請事業者が役務を提供しているにもかかわらず、自社の事務処理が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

(注)「業種」は日本標準産業分類中分類による。以下同じ。

2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

業種	違反行為の概要
各種商品小売業	衣料品の加工を下請事業者へ委託している●社は、下請事業者に対し、「発送手数料」として一定額を下請代金の額から減じていた。 また、●社は、下請事業者に対し、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨合意していたが、自社が実際に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた。